

愛媛県警察本部
本部長 林 学 殿

2016年7月15日
伊方原発再稼働阻止実行委員会
代表 齊間 淳子
連絡先 八木健彦 090-1791-1105

伊方発電所3号機再稼働にかかる通行規制撤廃について申し入れます。

7月12日、八幡浜警察署より呼び出され、愛媛県警察本部・八幡浜警察署連名による『通行規制のお知らせ』を頂きました。

内容については「伊方発電所3号機再稼働にかかる交通規制」とありますが、八幡浜警察署の説明によれば、私たちが企画しています『みんなで止めよう伊方原発 07.24全国集会』とそれに続く再稼働阻止運動を牽制するための通行規制であるとは考えられません。

私たちは、福島原発事故から2ヵ月目の2011年の5月11日より、毎月11日に伊方原発ゲート前に座込み抗議を続けています。約5年間、一度も道路使用許可についての警告等はなく続けていた座込みでしたが、今年2月より、突然に道路使用許可を出すようにと八幡浜警察署から連絡があり、道路使用許可を提出すると座込み当日は、大勢の警察官がやって来て「使用許可したラインを踏んでいる」というような些細なことまで監視を行うありさまです。

私たちは、5年間も黙認してきた座り込み抗議を、再稼働目前で規制し始めたのは、再稼働阻止運動に対する脅迫行為だと考えています。そして、12日に頂きました『通行規制のお知らせ』は、これまで行ってきた脅迫行為に続く、憲法21条にある集会の自由に対する弾圧だと考えています。

「国家権力は、国民の基本的な人権を侵してはならない」というのが日本国憲法です。そして、これこそが立憲主義の基本です。愛媛県警本部は、私たちの表現の自由を、集会の自由を、『交通規制』という名目で侵害しているのです。

国民の安全と安心を保障するはずの警察が、「原発が放つ放射能が私たちの生命を、そして私たちに続く生命を殺す」という私たちの主張を封じ、「安全で安心して生きたい」と希求する訴えを踏みにじろうとしているのです。

私たちは、愛媛県警本部が日本国憲法を遵守し、「伊方発電所3号機再稼働にかかる交通規制」を撤廃することを、強い怒りをもって申し入れます。